明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇四）　一

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六〇）　七

〔告　示〕

○事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（**内閣官房・内閣府・総務・厚生労働**一）　一〇

○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一一二）　一三

○特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示（**経済産業**一四四）　一三

〔官庁報告〕

介護福祉士国家試験
国家試験　一三

介護福祉士国家試験委員の公告（同）　一三

介護福祉士試験委員の公告（厚生労働省）　一三

令和四年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　一三

〔公　告〕

諸事項　一三

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所
破産、免責、再生関係　一三

特殊法人等
独立行政法人大学入試センター試験問題作成者（訂正）関係　一三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三

会社その他　一三

会社決算公告　一三

省令

○厚生労働省令第百四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月八日

厚生労働大臣　後藤　茂之

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（女性の職業生活における活躍に関する状況の把握等） **第二条**　法第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）が、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、直近の事業年度におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、第一号から第四号まで及び第二十四号に掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて第五号から第二十三号までに掲げる事項を把握しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項は、雇用管理区分（職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下同じ。）ごとの状況を、第二十四号に掲げる事項は、その雇用する全ての労働者に係る状況及び雇用管理区分ごとの状況を、それぞれ把握するとともに、必要に応じて第五号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十一号まで及び第二十三号に掲げる事項を把握するときは、雇用管理区分ごとの状況を把握しなければならない。 一～四　（略）	（女性の職業生活における活躍に関する状況の把握等） **第二条**　法第八条第一項に規定する一般事業主が、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、直近の事業年度におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、第一号から第四号までに掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて第五号から第二十四号までに掲げる事項を把握しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項は、雇用管理区分（職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下同じ。）ごとに把握しなければならない。必要に応じて第五号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十一号まで、第二十三号及び第二十四号に掲げる事項を把握した場合も、同様とする。 一～四　（略）